

事務連絡
平成27年（2015年）6月12日

札幌市医師会
会長 松家 治道 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆
(保健所長事務取扱)

中東呼吸器症候群（MERS）に関する通知等について

時下、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日ごろより本市の保健医療行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から通知等がありましたので、お知らせいたします。

記

- 1 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について
(平成27年6月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
- 2 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について
(平成27年6月4日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
- 3 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する具体的な運用について
(平成27年6月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)
- 4 中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について
(平成27年6月10日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 若山
Tel 622-5199 Fax 622-5168

健感発 0601 第1号
平成 27 年 6 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について

中東呼吸器症候群(MERS)につきましては、「中東呼吸器症候群(MERS)に関する対応について(協力依頼)」(平成 26 年 5 月 16 日健感発 0516 第 2 号)及び「中東呼吸器症候群(MERS)及び鳥インフルエンザ A(H7N9)の二類感染症への追加後の対応について」(平成 27 年 1 月 21 日健感発 0121 第 2 号)により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供についてお願いしているところです。

MERS については、依然として持続的なヒトヒト感染は見られないものの、本年 5 月 11 日に韓国において発生した輸入症例については、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者や同じ病棟の患者やその家族に二次感染が多数発生しています。本事例を踏まえ、院内感染対策を徹底すること、MERS への感染が疑われる患者の発生に関し迅速な情報共有を行うこと等、下記事項について改めて関係機関への周知等を含め、特段のご協力をお願いいたします。

記

1 韓国の輸入症例に関する情報提供

本年 5 月 11 日に発生した韓国における MERS 輸入症例について、別添1のとおり情報をまとめたので関係機関等と共有されたい。

2 MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フローの確認

感染症法の改正に伴い、平成 27 年 1 月 21 日付けで、MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(別添2)及び情報提供の際に使用する参考様式(別添3)を改定しているため、留意すること。特に、対応フローの起点となる情報提供を要する患者は、以下ア、イ又はウの要件に該当する者とするが、MERS 確定患者又はラクダとの接触歴がない場合も含まれる点に留意する

こと。

(情報提供を求める患者の要件)

- ア. 38 度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの
- イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前 14 日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴(例:未殺菌乳の喫食)があるもの
- ウ. 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前 14 日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

※対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

3 院内感染対策の徹底

韓国の輸入症例では、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者等への二次感染が広がったことを踏まえ、貴管内医療機関に対し、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が図られるよう指導するとともに、「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策」及び「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)患者に対する院内感染対策」(平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所)(別添4、5)について周知すること。

4 検疫所との連携

貴管下の保健所等におかれましても、検疫所から MERS への感染を疑う者について連絡があった場合には、感染症指定医療機関への搬送等、検疫所と連携して対応すること。

参考資料

別添1:韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の輸入症例の発生について

別添2:MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添3:情報提供の際に使用する参考様式

別添4:中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策

別添5:中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)患者に対する院内感染対策

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

以上

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の輸入症例の発生について

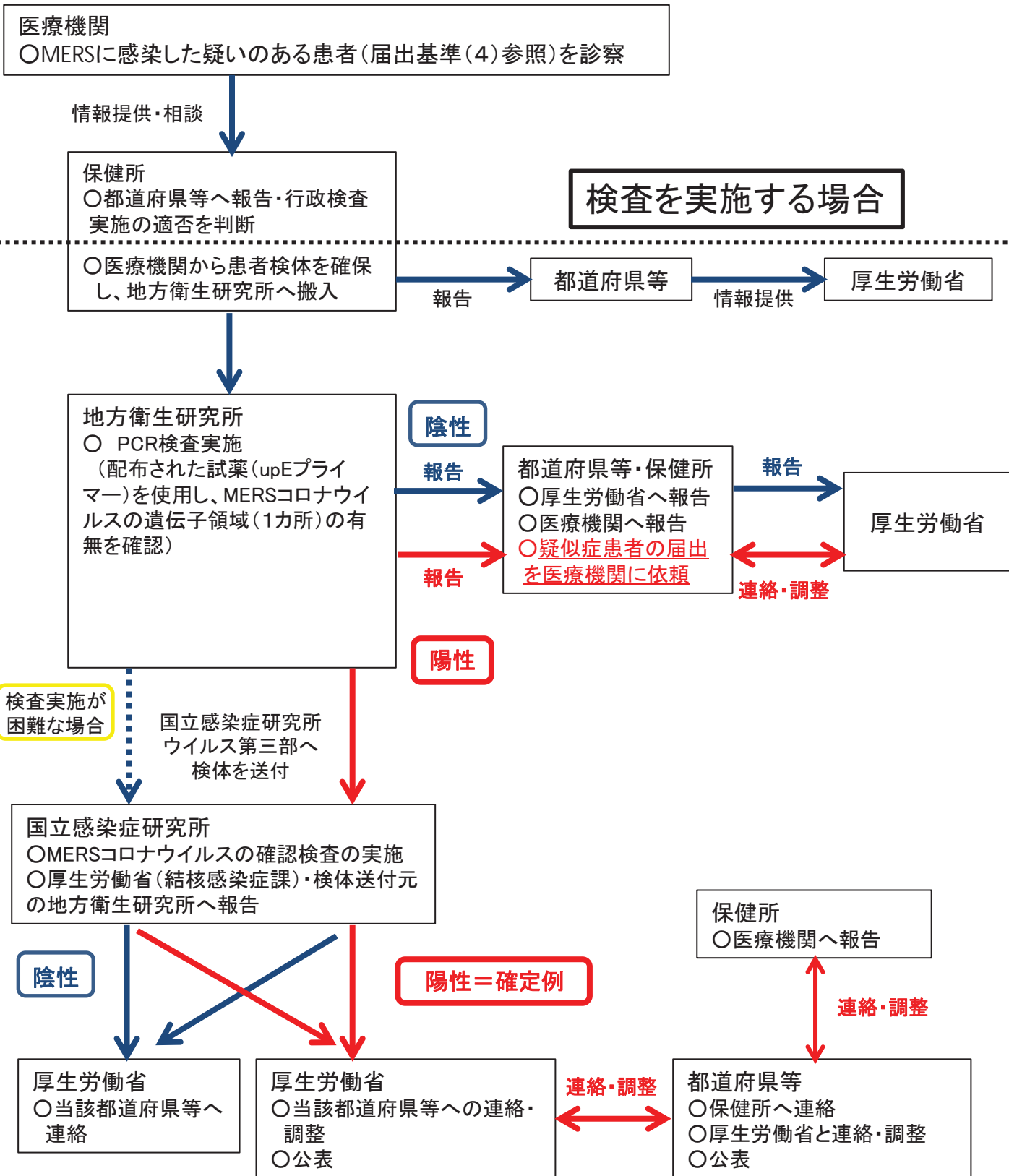
平成 27 年 6 月 1 日

症例 番号	年齢 性別	推定感染日	推定感染場所	発症日	備考
1	68歳 男性			5月11日	4月18日～5月3日の間で中東諸国に仕事で 来訪。入国時は無症状。 A病院：5月12日-15日外来受診 B病院：5月15日-17日入院 C病院：5月17日-20日(18日-20日入院) D病院：5月20日～
2	63歳 女性	5月15日 -5月17日	B病院	5月19日	1例目の妻
3	76歳 男性	5月16日 (5時間)	B病院	5月20日	B病院で1例目と同室
4	46歳 女性	5月16日 (4時間)	B病院	5月25日	3例目の娘で、B病院で1例目と同室だった 3例目をお見舞いで来院。
5	50歳 男性	5月17日 (1時間未満)	C病院	5月25日	C病院における1例目の診療医師
6	71歳 男性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院	5月24日	B病院における1例目と同じ病棟患者
7	28歳 女性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院	5月26日	B病院における1例目の医療スタッフ
8	46歳 女性		A病院		A病院における1例目の医療スタッフ
9	56歳 男性		B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者
10	44歳 男性	5月16日 (4時間)	B病院	5月19日	3例目の息子で4例目の弟。B病院で1例目 と同室だった3例目をお見舞いで来院。
11	79歳 女性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者
12	49歳 女性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者

13	49歳 男性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		12例目の夫で、B病院で1例目と同じ病棟患者である12例目のお見舞いで来院。
14	35歳 男性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者
15	35歳 男性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		B病院で1例目と同じ病棟に入院していた母親のお見舞いで来院。
16	40歳 男性	5月15日 -5月17日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者
17	45歳 男性	5月15日 -5月16日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟に入院した患者の息子。
18	77歳 女性	5月15日 -5月16日 (不特定)	B病院		B病院における1例目と同じ病棟患者

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー (別添2)

平成27年6月1日現在



5 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

（1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS（Middle East Respiratory Syndrome）コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴

ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒトーヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。

潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者及び糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
分離・同定による病原体の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの
- ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

平成27年〇月〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 宛て

〇〇県〇〇部〇〇課

中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者について

下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に感染した疑いのある患者について、これから〇〇研究所において検査を実施するため、その旨情報提供します。

記

平成27年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院から連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

<患者の履歴（分かる限りで）>

H27.〇.〇～〇.〇.（〇〇に滞在）

現地での行動歴（病院の訪問歴、動物との接触歴等）：

H27.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H27.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H27年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

<MERS 診断検査>

検査実施機関：

検体の種類：

検査結果判明予定時刻：

中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策

2014年7月25日現在

国立感染症研究所感染症疫学センター

国立国際医療研究センター病院国際感染症センター

目的

中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者（疑似症患者を含む）は感染症指定医療機関へ搬送されることが想定される。一般医療機関において、中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者が発生した場合、又はそのような医療機関に患者が直接来院した場合等には、車両等による患者搬送が行われる。患者搬送においては、感染源への曝露に関する搬送従事者の安全確保と、搬送患者の人権尊重や不安の解消の両面に立った感染対策を行うことが重要である。

基本的な考え方は、搬送従事者が、標準予防策・接触感染予防策・飛沫感染予防策・空気感染予防策を必要に応じて適切に実施し、患者に対して過度な隔離対策をとらないように適切に判断することである。

1) 中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者（疑似症患者を含む）

- 気管内挿管されていたり酸素マスクを装着している場合を除き、患者にサージカルマスクを着用させる。
- 呼吸管理を行っている患者に対しては、感染対策に十分な知識と経験のある医師が付き添う。
自力歩行可能な患者に対しては歩行を許可し、そうでない場合は車いす、ストレッチャーを適宜使用して車両等による搬送を行う。
- 搬送に使用する車両等の内部に触れないよう患者に指示をする。
- 呼吸管理を行っている患者に対しては、感染対策に十分な知識と経験のある医師が付き添う。
- 自力歩行可能な患者に対しては、歩行を許可し、車いす、ストレッチャーを適宜使用して車両等による搬送を行う。
- 搬送に使用する車両等の内部に触れないよう患者に指示をする。

2) 搬送従事者

- 搬送従事者は、全員サージカルマスクを着用する。
- 搬送車両等における患者収容部で患者の観察や医療にあたる者は、湿性生体物質への曝露があるため、眼の防御具（フェイスシールドまたはゴーグル）、手袋、ガウン等の防護具を着用する。気管内挿管や気道吸引の処置などエアロゾル発生の可能性が考えられる場合には、空気感染予防策としてN95マスク（もしくは同等以上のレスピレーター）を着用する。
- 搬送中は適宜換気を行う。
- 搬送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては、汚染したらすぐに新しいものと交換する。手袋交換の際は、手指消毒を行う。
- 使用した防護具の処理を適切に行う。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は、感染性廃棄物として処理する。この際、汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意する。

3) 搬送に使用する車両等（船舶や航空機も含む）

- 搬送従事者、患者のそれぞれが、必要とされる感染対策を確実に実施すれば、患者搬送にアイソレーターを用いる必要はない。
- 患者収容部分と車両等の運転者・乗員の部位は仕切られている必要性はないが、可能な限り、患者収容部分を独立した空間とする。
- 患者収容部分の構造は、搬送後の清掃・消毒を容易にするため、できるだけ単純で平坦な形状であることが望ましい。ビニール等の非透水性資材を用いて患者収容部分を一時的に囲うことも考慮する。
- 車両内には器材は極力置かず、器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため防水性の不織布等で覆う。
- 患者搬送後の車両等については、目に見える汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う。使用する消毒剤は、消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール、0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム等。なお、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際は、換気や金属部分の劣化に注意して使用する。

4) その他

- 自動車による搬送の場合、原則として、患者家族等は搬送に使用する車両に同乗させない。船舶や航空機等の場合は、ケースに応じて適宜判断する。
- 搬送する患者が中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者であることを搬送先の医療機関にあらかじめ伝え、必要な感染対策を患者到着前に行うことができるようにする。
- 搬送の距離と時間が最短となるように、あらかじめ手順や搬送ルートを検討しておく。
- 搬送する段階では中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 罹患を想定せずに搬送を終了し、のちに患者が中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者であると判明した場合は、感染対策が十分であったか確認をする。搬送における感染対策が不十分であったと考えられた場合は、最寄りの保健所に連絡のうえ、搬送従事者は「積極的疫学調査ガイドライン」等に従った健康管理を受けることとなる。
- 搬送時に準備する器材の一覧表については、付表1を参照のこと。

謝辞) 本稿作成にあたっては、東北大学大学院医学系研究科
感染制御・検査診断学分野にご協力をいただいた。

付表1 患者搬送に必要な器材 (注1)

サージカルマスク	適宜 (搬送従事者用、 搬送患者用)
N95マスク	搬送従事者の数 ×2 (注2)
手袋	1箱
フェイスシールド(また はゴーグル)、ガウン	搬送従事者数 × 2 (注2)
手指消毒用アルコール 製剤	1個
清拭用資材・環境用の 消毒剤	タオル、ガーゼ等を使 い捨てできるものを用 意
感染性廃棄物処理容器	
その他、ビニールシー ト等	

注1：ただし、本付表は、車両による搬送を想定したものであり、船舶や航空機等を使用する場合は適宜修正して用いる必要がある。

注2：N95マスク、フェイスシールド（またはゴーグル）、ガウンは、予備も含め搬送従事者あたり2つずつ準備する。

(2014年7月25日)

国立感染症研究所感染症疫学センター
国立国際医療研究センター病院国際感染症センター

はじめに

本稿では、中東呼吸器症候群 (MERS) (以下「MERS」という。)・鳥インフルエンザ(H7N9) (以下「H7N9」という。)の疑似症患者と患者 (確定例) に対して行う院内感染対策の概要について、これまでに明らかになっている情報に基づいて記載する^{1) 2) 3)}。これらは現時点での暫定的な推奨であり、今後得られる情報に応じて適宜改訂していくものである。

なお、MERS・H7N9の疑似症患者と患者 (確定例) の届出基準は以下のホームページを参照されたい。

□ 厚生労働省「感染症法に基づく医師の届出のお願い」

- ・中東呼吸器症候群 (MERS)
- ・鳥インフルエンザ (H7N9)

MERS・H7N9の疑似症患者、患者 (確定例) に対して推奨される院内感染対策

- ・外来では呼吸器衛生/咳エチケットを含む標準予防策を徹底し、飛沫感染予防策を行うことが最も重要と考えられる。入院患者については、湿性生体物質への曝露があるため、接触感染予防策を追加し、さらにエアロゾル発生の可能性が考えられる場合 (患者の気道吸引、気管内挿管の処置等) には、空気感染予防策を追加する*。
*具体的には、手指衛生を確実にを行うとともに、N95マスク、手袋、眼の防護具 (フェイスシールドやゴーグル)、ガウン (適宜エプロン追加) を着用する。
- ・入院に際しては、陰圧管理できる病室もしくは換気の良い個室を使用する。個室が確保できず複数の患者がいる場合は、同じ病室に集めて管理することを検討する。
- ・患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には可能な限り患者にサージカルマスクを装着させる。
- ・目に見える環境汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う。使用する消毒剤は、消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール、0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム等。なお、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際は、換気や金属部分の劣化に注意して使用する。
- ・衣類やリネンの洗濯は通常の感染性リネンの取り扱いに準ずる。
- ・MERS・H7N9の疑似症患者または患者 (確定例) と必要な感染防護策なしで接触した医療従事者は、健康観察の対象となるため、保健所の調査に協力する。MERSの健康観察期間は最終曝露から14日間、H7N9の健康観察期間は最終曝露から10日間である。なお、H7N9に関しては、必要な感染防護策なく接触した医療従事者には抗インフルエンザ薬の予防投与を考慮し、投与期間は最後の接触機会から10日間とする。

<文献>

1. 中東呼吸器症候群 (MERS) のリスクアセスメント (2014年6月9日現在) (国立感染症研究所)
2. 鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスによる感染事例に関するリスクアセスメントと対応 (2014年3月28日現在) (国立感染症研究所)

3. WHO Infection prevention and control of epidemic-and pandemic prone acute respiratory infections in health care April 2014

健感発0604第1号
平成27年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、その対応につきましては、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成27年6月1日健感発0601第1号）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供についてお願いしているところです。

韓国において、死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、MERS への感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面の間、下記事項について、一部取り扱いを変更することとしたので、関係機関への周知等を含め、特段のご協力をお願いいたします。

記

1. 「情報提供を求める患者の要件」の改正

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成27年6月1日健感発0601第1号）別添2、MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フローの起点となる「情報提供を求める患者の要件」について、以下の下線部を追加する。

(情報提供を求める患者の要件)

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡

航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

2. MERS疑似症患者の定義について

医師が、上記1. のア、イ又はウのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERS への感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS疑似症患者として取り扱うことができること。その場合の暫定的な対応フローについては、別添1を参照のこと。

3. 検疫所との連携について

検疫所において、上記2. の取り扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式(様式1)に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所においては、検疫所と連携の上、患者搬送などについて迅速に対応すること。

また、MERS の PCR 検査について、検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生検査所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

参考資料

別添1: 中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー

別添2: 検疫所長宛通知「韓国で発生している中東呼吸器症候群への検疫対応について」

様式1: 中東呼吸器症候群(MERS)について

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

以上

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー（別添1）

平成27年6月4日現在

※ MERS疑似症患者の定義:

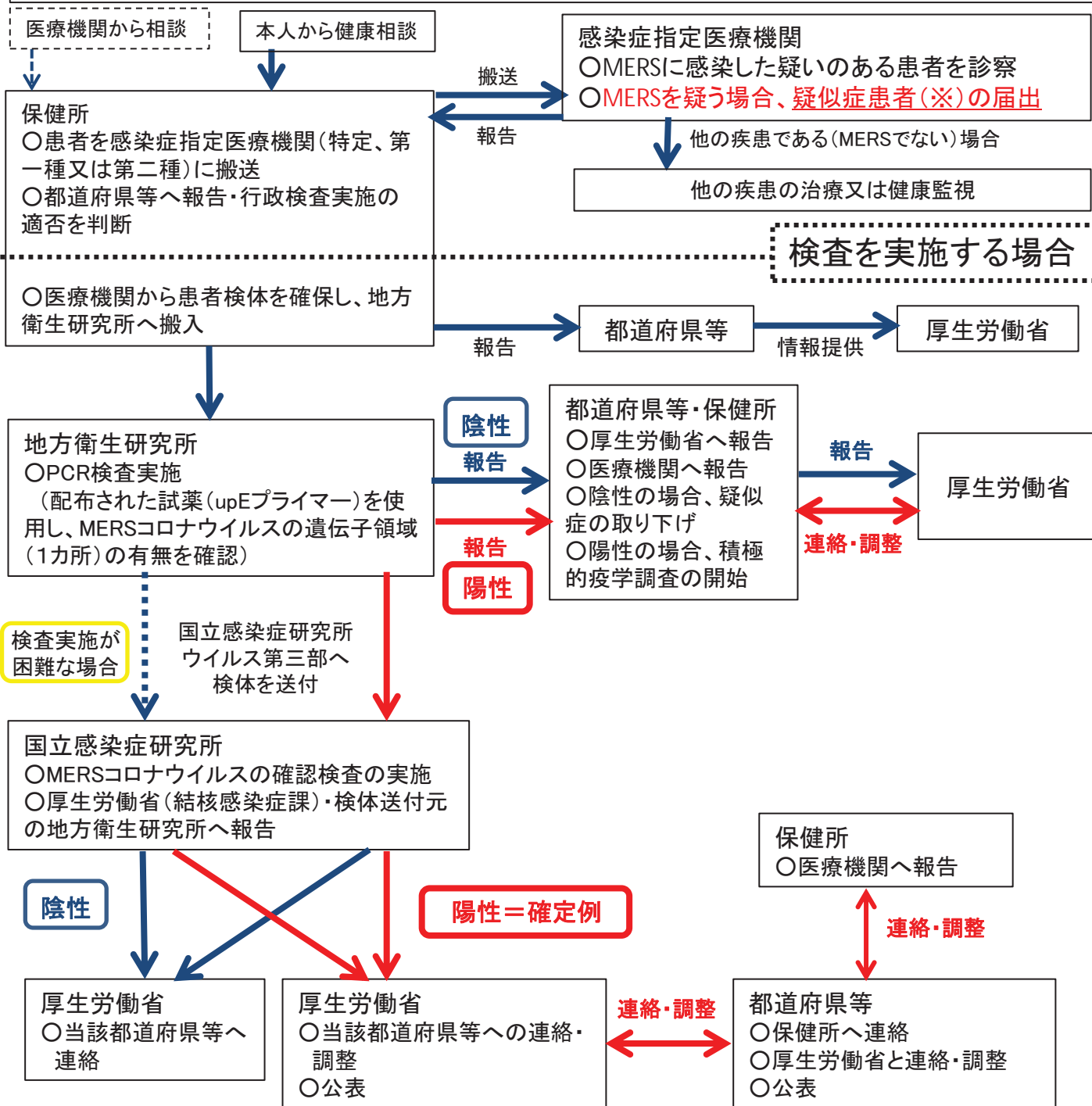
以下のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は病因によることが明らかでない患者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものの



健感発0604第2号
平成27年6月4日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

韓国で発生している中東呼吸器症候群(MERS)への検疫対応について

中東呼吸器症候群(MERS)の対応につきましては、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」(平成26年7月24日健感発0724第3号)により、検疫対応いただいているところです。

今般、韓国において、死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、当面の間、韓国からの入国者については、下記のとおり対応することとしたので、対応に遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的事項

1. 定義

(1) MERS疑似症患者

検疫法(昭和26年法律第201号)第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察により、38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。)を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に韓国において、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものをMERS疑似症患者とすること。

(2) 健康監視対象者

韓国において、14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院

する病室又は病棟に滞在した場合を含む。) していた者又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者であって、MERS 疑似症患者と診断されなかったものを健康監視対象者とする事。

(3) MERS 患者 (確定例)

国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された者を MERS 患者 (確定例) とすること。

2. 質問及び診察

韓国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察において MERS 疑似症患者と判断した場合には、検体 (咽頭拭い液又は喀痰) を採取し、PCR 検査を実施すること。PCR 検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所 (支所及び出張所) においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR 検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERS コロナウイルスに係る検査マニュアル」(平成 26 年 5 月 30 日付け検疫所業務管理室事務連絡) に従い搬送すること。

また、診察において、MERS 疑似症患者と判断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 12 条第 1 項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号) において定める別記様式 2-5 を最寄りの保健所長を経由して当該検疫所の所在地を所管する都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。) に届け出ること。併せて、報告様式 (様式 1) により当該都道府県知事に報告を行うとともに、当該都道府県によって当該者の入院措置が行われるよう必要な協力を行うこと。

さらに、報告様式 (様式 1) により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課に報告を行うこと。

検疫所における PCR 検査で、MERS コロナウイルス遺伝子が検出された場合には、確定診断のため、国立感染症研究所ウイルス第三部第四室に検体を送付すること。

国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された場合には、MERS 患者 (確定例) として、検疫法第 26 条の 3 の規定に基づき、当該者の居住地 (居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地) を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 53 号) 第 9 条の 4 で定める事項を通知す

ること。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式3）を手渡し、336時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。その際、基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うとともに、当該者の居住地を管轄する都道府県に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者が医療機関において診察を受けるべき旨その他MER Sの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県と連携を図ること。

なお、航空機の到着前に疑似症患者の疑いのある者が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、疑似症患者の疑いのある者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）、疑似症患者の疑いのある者の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、疑似症患者の疑いのある者と対応した乗員のうち検疫所長が疑似症患者の疑いのある者の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、健康監視の対象とすること。

4. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMER S疑似症患者と接触する場合には、MER S疑似症患者にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検体を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。また、MER S患者（確定例）又はMER S疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

5. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MER S患者の韓国における発生状況及びその予防の方法について

て、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

韓国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERS疑似症患者に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑似症患者の疑いのある者の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、韓国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式5）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式6）及び診療記録簿（様式7）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができること。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

- (1) 韓国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERS疑似症患者の定義に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑似症患者の疑いのある者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、韓国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

- (2) 韓国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、

発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合
客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を
実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MER S 疑似症患者の有無につ
いて確認すること。

貨物船については、MER S の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等
を通じ、船舶の長に対しMER S 疑似症患者又は健康監視に該当する者の有無につ
いて改めて確認を求め、MER S 疑似症患者又は健康監視に該当する者が乗船し
ていない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

（3）韓国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無
の確認を行うとともに、韓国を発航後、MER S 疑似症患者に該当する者が乗船
していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MER S の国内における感染拡大を防止するた
め、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対
応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所
等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式
（中東呼吸器症候群（MER S）について）

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書
（韓国から帰国・入国された方へ）

様式4：通知書

様式5：追加通報項目
（MER S 追加通報項目）

様式6：船医申告書

様式7：診療記録簿

別紙1：リーフレット
（韓国で中東呼吸器症候群（MER S）が発生しています！）

別紙2：フローチャート
（MER S に関する検疫対応フロー）

別 添：韓国における中東呼吸器症候群（MER S）への対応について
（平成27年6月4日健感発0604第1号）（自治体向け通知）

平成 27 年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室 }
{ 結核感染症課 } 御中
{ 都道府県等 }

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

国籍：(外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別：○性

年齢：○歳

住所：

職業：

<同行者の有無>

<渡航先等>

H27. ○. ○～○. ○

<MERSが疑われる患者との接触内容>

日時：○. ○ ○

場所：

内容：

<症状の経過等>

H27. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査>

検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

座席番号

調査票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条の積極的疫学調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏名：		年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：	
MERSが疑われる患者に接触した可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 接触の状況を具体的に： 地域：						
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）						
住所	都道府県		市区町村			
	電話：		携帯電話：			
本日から 日間の 宿泊先・ 出国予定	滞在期間		宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：				
	月 日～ 月 日	宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：				
	月 日～ 月 日	宿泊先： 所在地： 都道府県 市区町村 電話：				
日本出国予定日： 年 月 日 出国空港： 空港 便名：						
旅行 代理 店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。					
	旅行代理店名・支店名等			日本における電話：		
	ツアー名：					

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。
なお、検疫法第 36 条第 7 号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 全身倦怠 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
その他特記事項						
検疫年月日：		年	月	日	便・船名：	
検疫所名：		担当者名：		調査票番号：		

韓国から帰国・入国された方へ

中東呼吸器症候群（MERS）は、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うこととなります。

韓国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

- (1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。
- (2) 毎日2回（朝、夕）体温を測ってください。
- (3) 体温が38度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、直ちに下記の検疫所に連絡し、あなたの名前、下記に示した調査票番号を伝えてください。他者への感染のおそれがありますので、検疫所又は保健所の指示があるまでは、絶対に直接医療機関に行かないでください。

記

連絡先：厚生労働省

検疫所

電話：

調査票番号： _____

※検疫所からあなたの体調について定期的に確認の電話をします。

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

_____ 殿

_____ 検疫所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな			
氏 名 :	年齢 :	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍 :

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果 () 検体番号 :
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号 :

<照会先>
 担当者名 :
 電話番号 :
 FAX番号 :
 メールアドレス :

韓国から来航する船舶に関するMERS追加通報項目
Questionnaire on MERS

船舶の名称

Name of ship

船長の氏名

Name of master

発航地

Last port

乗員及び乗客の健康状態について、以下の4つの質問にお答えください。

Please answer following four questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無

Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms ?

あり yes なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?

あり yes なし no

③ 原因不明の死亡者の有無

Is there any dead person caused by unknown disease?

あり yes なし no

④ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?

あり yes なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year)

代理店の名称 Agent

担当者 Contact address

検疫所 QUARANTINE STATION

船医申告書

Declaration by Ship' s Doctor

1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。
Number of patients who have been examined since

2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。
Number of patients with fever ($\geq 38^{\circ}\text{C}/100^{\circ}\text{F}$) on and after

3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。
(氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。)
Please attach "Record of Examinations" for patients with fever.
(including name or initial, sex, age, date of onset, symptoms, diagnosis, treatment and outcome)

私は、この申告書（添付文書を含む）に記載した回答が、真実で正確なものであることをここに宣言する。

I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations") are complete and true to the best of my belief.

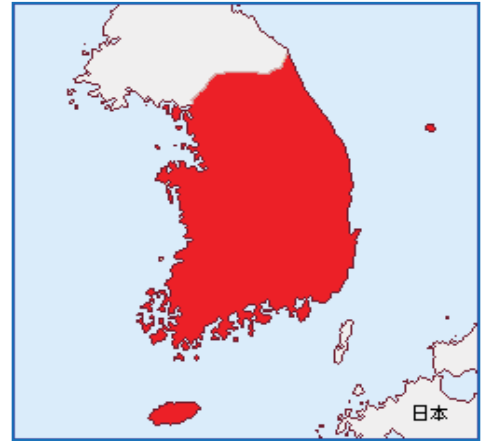
日付
Date _____

船医の署名
Signature of Ship' s Doctor _____

韓国で中東呼吸器症候群(MERS)が発生しています！

〈韓国における患者等の発生状況〉

2015年5月20日、韓国において初のMERS患者が確認されました。その後、医療機関において二次感染者が発生するなど、多数のMERS患者や死亡例が発生しています。



MERSは、

感染してから2～14日後に、発熱や呼吸器症状(せき、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。特別な治療方法やワクチンはありません。

韓国から帰国・入国された方へ

発熱やせきなどの呼吸器症状がある方やMERSが疑われる患者と接触した可能性がある方※は、必ず、お近くの検疫官にお申し出ください。

※ (1) MERSが疑われる患者を診察、看護、介護。

(2) MERSが疑われる患者と同居(患者が入院する病室や病棟に滞在。)

(3) MERSが疑われる患者の体液等の汚染物質に直接接触れる。



MERSに関する検疫対応フロー

(フローチャート:別紙2)

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

- ① 韓国から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
- ② 聞き取り等により14日以内に韓国に滞在したことが判明した者

- 発症前14日以内にMERS患者の発生国において、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者
- (1) 中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
 - (2) 中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していた者
 - (3) 中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接ふれた者

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす)を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者

疑似症患者



健康監視

検疫所 <検査の実施>

- 質問(12条)、診察(13条)、検体採取
- 当該者に、マスク等の感染予防策を勧奨
- 検疫所業務管理室、結核感染症課及び都道府県等に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:疑似症患者)

検疫所

- 健康監視(第18条第2項)調査票(様式2)により聞き取り
- 当該者に「健康監視対象者指示書」(様式3)を配布、説明
- ※14日間、体温その他の健康状態を確認
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

検疫所 <検査結果>

- 検疫所業務管理室、結核感染症課及び都道府県等に、メール等で報告(様式1に追記)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

検疫所

- MERS様症状発症
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 感染予防策、医療機関への受診を指示
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ「通知書」(別紙4)により通知(第18条第3項)

検疫所PCR検査 陽性【疑似症患者】

検疫所PCR検査 陰性

検疫所

- 感染研へ検体送付

国立感染症研究所

- 確認検査の実施
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課へ報告
- 検体送付元検疫所へ報告→検疫所の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

陽性【患者(確定例)】

感染研陰性

検疫所

- 居住地を管轄する都道府県への通知(検疫法第26条の3)
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:患者(確定例))

都道府県等

- 感染症法に基づき、都道府県が対応

平成 27 年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室
結核感染症課
都道府県等 } 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

国籍：(外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別：〇性

年齢：〇歳

住所：

職業：

<同行者の有無>

<渡航先等>

H27. ○. ○～○. ○

<MERSが疑われる患者との接触内容>

日時：○. ○ ○

場所：

内容：

<症状の経過等>

H27. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査>

検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

座席番号

事 務 連 絡
平成 2 7 年 6 月 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応に関する具体的な運用について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、韓国からの帰国・入国者を含めた対応につきましては、当分の間、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の対応について」（平成 27 年 6 月 4 日健感発 0604 第 1 号。以下「6月4日通知」という。）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者への対応及び情報提供についてお願いしているところですが、その具体的な運用にあたっては、下記事項を参照していただきますよう、関係機関への周知等を含め、ご協力をお願いいたします。

記

1. MERS疑似症患者の定義

MERS疑似症患者の定義については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号、平成 27 年 5 月 12 日一部改正）により運用しているところであるが、今般の韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の流行状況に鑑み、当分の間、暫定的な対応として、以下に掲げる項目に該当する者を MERS 疑似症患者として取り扱うこと。

(MERS疑似症患者の定義)

当分の間、医師が、下記のア、イ又はウのいずれかに該当する者を診察した結果、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、症状や所見から MERS への感染が疑われると診断した場合には、MERS 疑似症患者として届け出ること。

- ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していた者
- イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日

以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者又はヒコブラクダとの濃厚接触歴がある者

※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域であるか否かを問わず(※1)、1. MERSが疑われる患者(※2)を診察、看護若しくは介護していた者(※3)、MERSと疑われる患者と同居(MERSが疑われる患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していた者又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者

※1 「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域及び韓国」を対象にする。

※2 「MERSが疑われる患者」とは、対象地域及び韓国においてMERSと診断された者及びMERSが疑われる有症状者とする。

※3 「診察、看護若しくは介護していた者」とは、医療従事者又は介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護若しくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離(2メートルを目安とする。)にいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具(サージカルマスク(エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95 マスク)、手袋、眼の防護具、ガウン)を適切に着用していた者は、これに含まれない。

2. 疑似症患者の届出について

上記1. 中の「医師」とは、検疫所の医師、保健所の医師及び医療機関の医師等を含むものであり、疑似症患者の届出は、感染症指定医療機関以外の医師によっても届け出ることができること。

したがって、6月4日通知の別添1「中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向けの暫定的な対応フロー」において、「感染症指定医療機関」の欄に「OMERSを疑う場合、疑似症患者の届出」としているが、これは一例であって拘泥される必要はなく、健康相談を受けた保健所の医師は、健康相談の対象者がMERS疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、疑似症患者の届出を行うこと。

3. 疑似症患者の移送について

MERSの疑似症患者の移送については、保健所が疑似症患者を収容して感染症指定医療機関に移送することが望ましいが、できるだけ速やかに医療機関を受診させる観点から、疑似症患者が、公共交通機関を利用せず他者との接触を避けて移動できる場合は、適切な感染予防策(マスクの着用等)をとることなどを指導した上で、速やかに指定した感染症指定医療機関を受診するよう指示すること。その場合、受け入れる感染症指定医療

機関と十分な連絡・連携を図ること。

以上

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け、その対応につきましては、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応について」(平成27年6月4日健感発0604第1号)(以下「平成27年6月4日通知」という。)により、MERSに罹患した疑いのある患者を診察した場合の対応及び情報提供についてお願いしているところです。

韓国において、死亡例を含む感染者数が拡大していることを踏まえ、国内でMERSへの感染が疑われる患者が発生した場合に、患者への医療提供や二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査等の対応が迅速に行えるよう、下記事項について、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いします。

記

1 MERS患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所のPCR検査結果で陽性が出た場合、速やかにMERS患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、別添の国立感染症研究所「中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)」(平成27年6月10日改訂)を参照の上、次の(1)及び(2)のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。なお、(1)及び(2)の区分について、別紙1のとおり図示しているため、適宜参照すること。

また、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣すること。

(1) 疑似症の要件に該当する者

平成27年6月4日通知中「MERS疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

(2) 疑似症の要件に該当しない者

ア 濃厚接触者

MERS 患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策(※)を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察及び外出自粛要請

イ その他接触者

MERS 患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察

(※)手袋、サージカルマスク(又は N95 マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

2 MERS 患者への医療提供体制について

MERS 患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。

なお、MERS については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 3 項で規定する二類感染症であるため、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関への入院が可能であるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制御の可能な病室に入院させること。

また、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣すること。

3 対応フローの一部変更について

国内で MERS への感染が疑われる患者が発生した場合の対応については、平成 27 年 6 月 4 日通知の別添 1「中東呼吸器症候群(MERS) 疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー」に基づいて行うこととしているが、当面の間、次のア及びイについて当該対応フローを一部変更すること。なお、改正後の対応フローは、別紙 2 のとおりであること。

ア MERS 感染が疑われる患者が発生した場合、積極的疫学調査等を迅速に行い、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、地方衛生研究所による PCR 検査と並行して、国立感染症研究所による PCR 検査を行い、早期に検査結果を確定させること。

イ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。

(公表項目)

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報(年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名)
- ・ 積極的疫学調査の開始

参考資料

別紙1:国内で MERS 患者に接触した者への対応について

別紙2:中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー
(当面)

別添:国立感染症研究所「中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領(暫定
版)」(平成 27 年 6 月 10 日改訂)

(参考ホームページ)

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

以上

国内でMERS患者に接触した者への対応について

別紙 1

接触状況	考えられる対象者	対応	
1. MERS患者に接触した者等で「疑似症」の要件に該当する者：			
「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」（平成27年6月4日健感0604第1号）における「MERS疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者		入院措置	
2. MERS患者に発病日以降に接触した者等で「疑似症」の要件に該当しない者：			
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者 ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策（※1）なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者 iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。 iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。 	健康観察（※2）及び外出自粛要請（※3）	必要に応じ、健康診断の受診勧告（※4）
その他接触者（※5）	<ul style="list-style-type: none"> i. 症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないもの ii. 必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等 	健康観察（※2）	

（※1）必要な感染予防策：手指衛生を行う、手袋、サージカルマスク（又はN95マスク）、眼の防護具（フェイスシールドやゴーグル）、ガウンを装着することが望ましいが、2メートル以内に近づかない、侵襲的な処置をしない等のリスクが少ない状況では、眼の防護具やガウンは必須ではない。

（※2）毎日2回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。

（※3）接触状況、接触者の生活状況（MERSのハイリスク者との接点があるかどうか）等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、等のうち適切な措置を要請。

（※4）発熱を伴わない急性呼吸器症状を呈する場合等に、健康診断を実施し、「疑似症」に該当するか否かを早期に判断。

（※5）確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上で、メディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー【当面】(別紙2)

平成27年6月10日現在

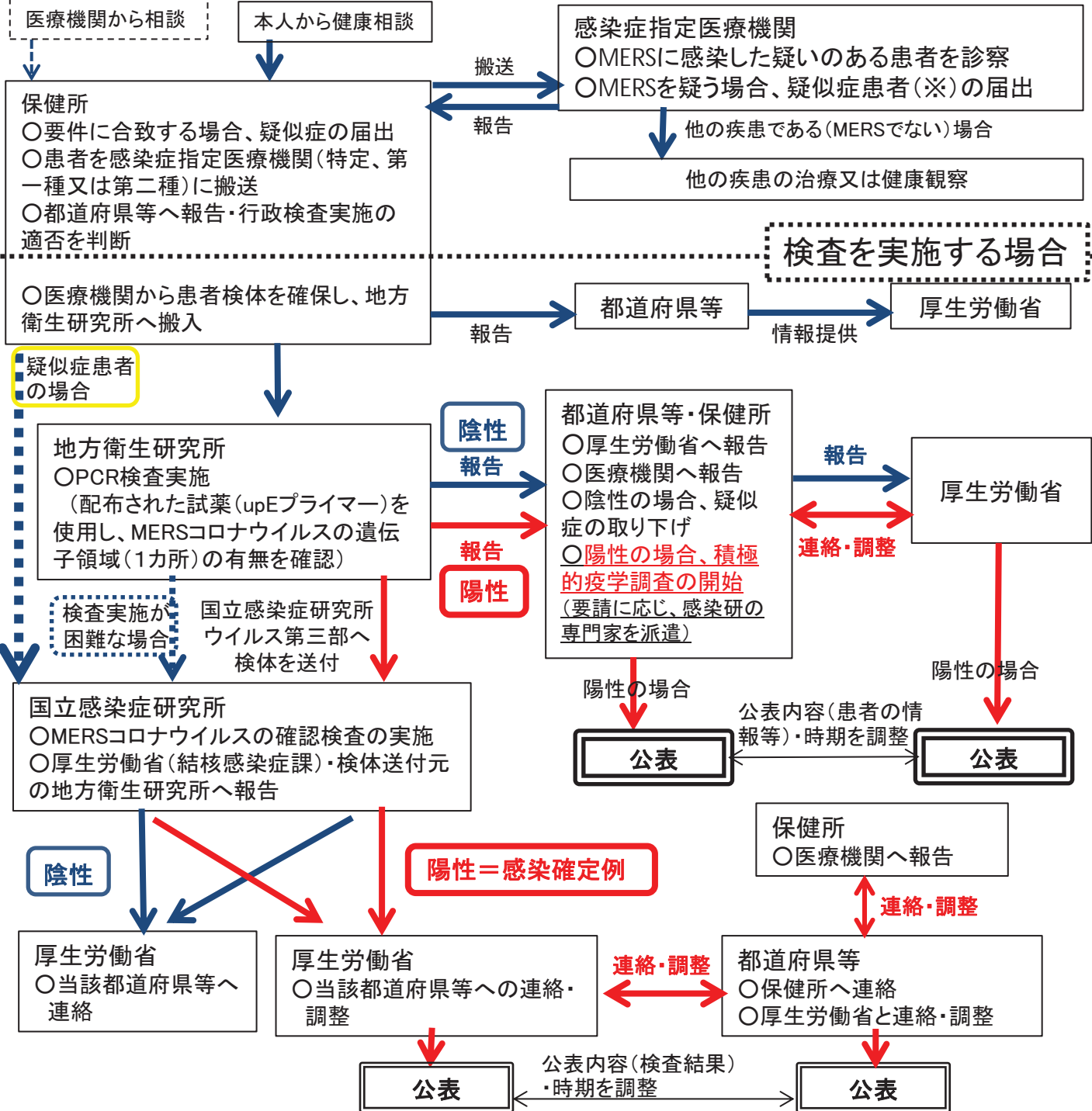
※ MERS疑似症患者の定義:

以下のア、イ又はウに該当し、かつ、**他の感染症又は病因によることが明らかでない患者**

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの
【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、**対象地域か否かを問わず**、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したものの



中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

国立感染症研究所

平成 27 年 6 月 10 日改訂

2012 年 9 月以降、中東地域に居住または渡航歴のある者を中心に中東呼吸器症候群(MERS)の患者が断続的に報告されており、医療施設や家族内等において限定的なヒト-ヒト感染が確認されていることから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、中東においては一部の患者の感染原因としてラクダへの曝露が示唆されている。また、韓国において、中東への渡航歴のある MERS の確定例を発端とし、その接触者において死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、平成 27 年 6 月 4 日に「情報提供を求める患者の要件」が変更されたところである。

本稿は、国内で探知された中東呼吸器症候群(MERS)の疑似症患者及び患者（確定例）（以下「症例」という。）等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するため、平成 26 年 7 月 30 日版に暫定版として作成した中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領を韓国事例の発生をうけて更新したものである。なお、疫学状況の変化に伴い適宜見直しを行うこととする。

調査票ダウンロード（Excel file）

国立感染症研究所ホームページ：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers.html>

（調査対象）

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「疑似症患者」、「患者（確定例）」、「濃厚接触者」および「その他の接触者」である。

・積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」とは、平成 27 年 6 月 4 日付健感発 0604 第 1 号に示す「情報提供を求める患者の要件」に合致しかつ地方衛生研究所で実施された PCR 検査により MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「患者（確定例）」とは、地方衛生研究所以外に国立感染症研究所において実施される追加検査によって MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「濃厚接触者」とは、症例が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者
- ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。

・「その他の接触者」とは症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないものや、必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等を含む。確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上でメディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

（調査内容）

○積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」および患者（確定例）について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。（添付 1,2-1,2-2,2-3）

○濃厚接触者については、最終曝露から 14 日間、一日 2 回健康観察を実施するとともに、MERS のハイリスク者（例：高齢者、基礎疾患のあるもの）との接触を避けるように要請する。また、健康観察を十分に行うために長距離の移動等は控えるように要請する。（添付 3）

○その他の接触者については、以下に示すような症状が出てきた場合に、保健所に連絡をするようにする。

○濃厚接触者およびその他の接触者については、健康観察中に 37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状（上気道または下気道症状）がある者（検査対象者と呼称する）については、検査を実施し、その結果に応じて必要な調査と対応を行う。

（調査時の感染予防策）

○積極的疫学調査の対応人員が症例及び検査対象者に対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられるが、現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、ゴーグル、ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなく N95 マスクを着用する。（PPE（感染防護服）着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。）

（濃厚接触者およびその他接触者への対応）

○濃厚接触者やその他接触者の家族や周囲の者（同僚等）に対しては、特段の対応は不要である。

○濃厚接触者およびその他接触者については、手洗いと咳エチケットを徹底するように指導する。

○検査対象者については、検査結果が判明するまでの間、感染伝播に十分に配慮する必要があり、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりう

る。

(とりまとめ)

○濃厚接触者の健康情報については、複数の保健所が関与する場合、初発症例の届出受理保健所又は濃厚接触者の多くが居住する地域を所管する保健所が適宜とりまとめる。